宗像市教育委員会事務局組織規則及び宗像市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

（宗像市教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第１条　宗像市教育委員会事務局組織規則（平成１５年宗像市教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

別表教育政策課の項分掌事務の欄中第１３号を第１４号とし、第１２号を第１３号とし、第１１号を第１２号とし、第１０号の次に次の１号を加える。

（１１）教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。

（宗像市教育委員会事務委任規則の一部改正）

第２条　宗像市教育委員会事務委任規則（平成１５年宗像市教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「法律第１６２号」の次に「。以下「法」という」を加える。

第２条第１号中「教育行政の運営に関する一般方針を定める」を「教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関する」に改め、同条第６号中「事務局、」を「及び」に、「を行う」を「に関する」に改め、同条に次の２号を加える。

（２３）法第２７条に規定する点検及び評価に関すること。

（２４）法第２９条に規定する意見の申出に関すること。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

資料　4

宗像市教育委員会事務局組織規則新旧対照表(第1条関係)

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>別表(第２条関係)
<table>
<tr><th>課等名</th><th>係等名</th><th>分掌事務</th></tr>
<tr><td>教育政策課</td><td>政策係</td><td>(1)から(10)まで　略
(11)　教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。
(12)　略
(13)　略
(14)　略</td></tr>
<tr><td>学校教育課</td><td>管理係
学務係</td><td>(1)から(22)まで　略</td></tr>
<tr><td>子ども課</td><td>子ども育成係
幼児教育係</td><td>(1)から(20)まで　略</td></tr>
<tr><td>図書課</td><td>市民図書館係
学校図書館係</td><td>(1)から(16)まで　略</td></tr>
<tr><td>学校給食課</td><td>給食係</td><td>(1)から(9)まで　略</td></tr>
</table></td><td>別表(第２条関係)
<table>
<tr><th>課等名</th><th>係等名</th><th>分掌事務</th></tr>
<tr><td>教育政策課</td><td>政策係</td><td>(1)から(10)まで　略
(11)　略
(12)　略
(13)　略</td></tr>
<tr><td>学校教育課</td><td>管理係
学務係</td><td>(1)から(22)まで　略</td></tr>
<tr><td>子ども課</td><td>子ども育成係
幼児教育係</td><td>(1)から(20)まで　略</td></tr>
<tr><td>図書課</td><td>市民図書館係
学校図書館係</td><td>(1)から(16)まで　略</td></tr>
<tr><td>学校給食課</td><td>給食係</td><td>(1)から(9)まで　略</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

宗像市教育委員会事務委任規則新旧対照表(第2条関係)

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>(趣旨)
第１条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第26条第１項の規定に基づき、宗像市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の委任に関し必要な事項を定めるものとする。
(教育長に対する委任事務)
第２条　教育委員会は、次に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
(1)　教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
(2)から(5)まで　略</td><td>(趣旨)
第１条　この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第１項の規定に基づき、宗像市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限に属する事務の委任に関し必要な事項を定めるものとする。
(教育長に対する委任事務)
第２条　教育委員会は、次に掲げるものを除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
(1)　教育行政の運営に関する一般方針を定めること。
(2)から(5)まで　略</td></tr>
</table>

(6)　教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。 (7)から(22)まで　略 (23)　法第27条に規定する点検及び評価に関すること。 (24)　法第29条に規定する意見の申出に関すること。	(6)　教育委員会事務局、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事を行うこと。 (7)から(22)まで　略